

# 公益財団法人福島県保健衛生協会がん基金補助事業 補助金交付要綱

## 第1条（目的）

本要綱は、公益財団法人福島県保健衛生協会（以下、「当協会」という。）が、県民等から寄せられたがん基金を財源として、県民の健康増進やがん予防思想の普及啓発を図るため県内の団体や個人と共働しながら、がん予防対策事業の推進に資する補助事業を行うことを目的とする。

## 第2条（補助対象事業及び対象者、対象経費）

補助金の対象となる事業は、次の各号に掲げるいずれかに該当するものとする。

### (1) がん検診従事者の育成事業

対象者：がん検診に携わる医療従事者の育成を実施する団体

対象内容：医師、放射線技師、保健師、看護師、事務職員等を対象に、自主的に開催する研修会・講習会・セミナー等の開催

対象経費：講師謝金、講師旅費、会場費、印刷費、資料作成費

（飲食費、懇親会費、備品購入費、汎用機器の購入費は対象外）

### (2) がんに関する調査研究事業

対象者：がんに関する調査研究に携わる団体や個人

対象内容：がんの早期発見・予防に関する調査研究

福島県民のがん罹患状況や予防効果に関する疫学的研究

その他、がん予防対策の推進に寄与する調査研究

対象経費：資料収集費、調査費、印刷費、謝金、旅費、通信費

（飲食費、懇親会費、備品購入費、汎用機器の購入費は対象外）

### (3) がん予防思想の普及啓発事業

対象者：がんに関する普及啓発活動を行う団体

対象内容：がんをはじめとする各種疾病予防および健康増進思想の普及啓発活動

県、市町村及び公益財団法人福島県保健衛生協会等と連携して行う各種保健衛生事業の協力活動

対象経費：啓発資材作成費、印刷費、謝金、旅費、通信費

（飲食費、懇親会費、備品購入費、汎用機器の購入費は対象外）

## 第3条（補助対象者の要件）

補助金の交付を受けることができる者は、次の要件をすべて満たす団体または個人を対象とする。

- (1) 福島県内に拠点を有すること
- (2) 公益性を有する事業を行う医療機関、大学、研究機関および NPO 法人等の団体またはこれらに所属する者
- (3) 申請事業を遂行する能力を有すること
- (4) 過去に補助金の不適正使用がないこと
- (5) 補助金を適正に管理する能力を有すること

#### 第4条（補助金の額）

補助金の額は、次の額を上限とし予算の範囲内で採択件数を定めることとし、申請額を保証するものではない。なお、交付申請額は、事業全体でなくその事業の一部経費としての申請も可能とする。

- (1) がん検診従事者の育成事業 上限 30 万円
- (2) がんに関する調査研究事業 上限 50 万円
- (3) がん予防思想の普及啓発事業 上限 30 万円

#### 第5条（補助対象期間（事業実施期間））

補助対象期間は、補助対象年度の4月1日から12月25日までとする。

#### 第6条（申請条件及び申請手続）

- 1 補助金の申請をする者は、次の条件を遵守しなければならない。
  - (1) 交付決定を受けた事業の目的及び内容の変更は基本的に認められない。
  - (2) 同一事業の同一範囲で重複して申請することはできない。
  - (3) 「公益財団法人福島県保健衛生協会がん基金補助事業」である旨を決算書および関係資料（研修会資料・印刷物・配布物・研究成果発表等）に明記すること。
  - (4) 必要に応じて現地調査やヒアリング等を受けること。
  - (5) 事業終了後、速やかに補助金実績報告書（様式第5号）に証拠書類を添付し提出すること。
  - (6) 求めに応じて会計帳簿等を提示できるように保管すること。
- 2 補助金の交付を希望する者は、次に掲げる書類を添えて事務局に申請すること。
  - (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
  - (2) 事業計画書
  - (3) 収支予算書
  - (4) 団体の概要（定款・規約・役員名簿など）
  - (5) その他、申請する団体または個人が必要と認める書類
- 3 申請期限は、補助対象年度の前年10月31日までとする。ただし、当該日が土曜日、日曜日または祝日にあたる場合は、その直前の平日までとする。

#### 第7条（審査及び決定）

- 1 申請内容は、公益財団法人福島県保健衛生協会がん基金審議会（以下、「審議

会」という。)において審査し、補助金の交付可否及び交付額を会長が決定する。  
なお、審議会開催前に審議会委員または専門家の意見を聴くことができる。

- 2 審査の結果については、申請者に補助金交付決定通知書（様式第2号）で通知する。
- 3 採択となった事業は、当協会ホームページ等で公表する。
- 4 審査内容の開示は行わない。

#### 第8条（請求・振込）

- 1 交付決定通知書を受けた申請者は、次に掲げる書類を交付決定額の請求を行う。
  - (1) 補助金交付請求書（様式第3号）
  - (2) 振込先口座が確認できる書類（口座名義人が記載された通帳の写し）
- 2 交付請求書受理後、内容を審査のうえ、補助金振込通知書（様式第4号）で通知し、4月上旬に補助金の振り込みを行う。

#### 第9条（実績報告）

採択を受けた申請者は、次に掲げる書類を12月25日までに当協会に提出し実績報告を完了すること。ただし、第5号の規定に関わらず、当該日が土曜日、日曜日または祝日にあたる場合は、その直前の平日までとする。

また、事業全体の完了が補助対象期間を越える場合は、その事業の一部としての実績報告も可とする。なお、事業の全体が完了した時点で速やかに実績報告を完了すること。

- (1) 実績報告書（様式第5号）
- (2) 事業報告書
- (3) 収支決算書
- (4) 証拠書類（領収書の写し）
- (5) その他、申請団体または個人が必要と認める書類

#### 第10条（補助金の返還）

次のいずれかに該当する場合、補助金の全部または一部を返還しなければならない。

- (1) 虚偽の申請により補助金を受けた場合
- (2) 交付要綱第3条に反した場合
- (3) 実績報告書が提出されない場合
- (4) 事業が取り止めもしくは中止となった場合
- (5) その他、申請団体または個人が補助金の返還を必要と認めた場合

#### 第11条（補助金の清算）

会長は、実績報告書の内容を踏まえ、総事業額が交付決定額を下回るときは、その差額を清算することができる。

## 第12条（事務局）

補助金の事務手続きに係わる事務局を、当協会総務課に置く。

## 第13条（その他）

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。